

<過誤申立の流れ>

毎月月末までにご提出いただいた過誤申立書は、翌月月初に守口市より、国保連合会の支払等システムあて電送しています。

電送後、国保連合会にて当初請求が取下げられることにより、再請求が可能になります。

また、取下げ結果として「過誤決定通知書」が、過誤申立書提出月の翌々月（7日頃）に国保連合会より送信されます。

<過誤申立と支払額との関係>

過誤申立により取下げる当初請求の金額は、過誤申立書提出月の翌月の請求額全体から差し引かれます。

このことにより、

- (1) 過誤申立により取下げる金額 < 過誤申立書提出月の翌月の請求額全体 の場合
差額がプラスとなるため、過誤申立書提出月の翌々月に差額分の支払いが行われます。
- (2) 過誤申立により取下げる金額 > 過誤申立書提出月の翌月の請求額全体 の場合
差額がマイナスとなるため、事業者様あて確認を行い、過誤申立の取下げ、又はマイナス金額分のご返納用納付書の送付を行います。

※ (2) の場合は、確認のため国保連合会の事務処理が止まることとなります。

過誤申立により取下げる金額が多額になる場合には、差額がマイナスとならないよう、過誤申立書の提出月を分割するなど調整をしてください。

ご不明な点がございましたら、担当までご相談ください。

<ご留意ください>

過誤申立は、受給者個人ごと・サービス提供年月ごとの請求を取下げの手続きです。

請求を誤った箇所が一日分だけであっても、当該受給者の当該月全体が取下げとなりますので、ご留意ください。

<再請求のタイミング>

過誤申立書提出月の翌月以降から再請求が可能となります。

なお、再請求は、必ず、過誤申立書に記入した再請求予定年月に行ってください。

(それ以前に請求された場合は、当初請求の取下げが完了していませんので、「基本情報が重複しています」として再請求が返戻になります。)